

**平成31年 第4回**

**甲斐市農業委員会議事録**

**平成31年4月25日**

1 日 時 平成 31 年 4 月 25 日 (木) 午後 3 時～

2 場 所 甲斐市役所本館 3 階 大会議室

3 日 程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 8 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件  
報告第 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件  
議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の件  
議案第 15 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件  
議案第 16 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の  
承認の件  
議案第 17 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の  
承認の件 (農地中間管理事業)

4 欠席委員 なし

5 議事録署名委員 12 番 内藤 雅英 委員、13 番 小林 一彦 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 箭本 太

農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後 3 時 41 分

【事務局長】

はじめに、あいさつを交わしてはじめてさせていただきます。

一同ご起立願います。相互に、礼。ご着席ください。

総会に先立ちまして、4月1日の人事異動により建設産業部長及び事務局の職員に異動がありましたので、あらためて職員の紹介をさせていただきます。

建設産業部長に昇任となりました小林部長です。

(小林部長、あいさつ)

ありがとうございました。小林部長におきましては、この後、別の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

次に事務局の職員でございますが、私は都市計画課より異動となりました農林振興課長兼農業委員会事務局長の箭本と申します。続きまして係長の高須でございます。

(高須、あいさつ)

次に異動で農業委員会に参りました赤澤副主幹です。

(赤澤、あいさつ)

次に藤井主事です。

(藤井、あいさつ)

この他に臨時職員の小宮山がありますが、小宮山を含めて新たな体制で事務局を担当させていただきますので1年間よろしくお願い致します。

それでは第4回の総会を始めさせていただきます。

開会のことばを内藤副会長からお願いします。

【内藤副会長】

(あいさつ)

慎重審議をよろしくお願いします。

【事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、会長よりご挨拶をいただきます。

【議長(会長)】

(あいさつ)

それでは引き続き議長の座に就かさせていただきます。

本日の出席委員は19名でございます。定足数に達しておりますのでただちに会議を開きます。

---

(日程第1  
議事録署名委員

<p>の指名)</p> <p>【議長】</p>	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、12番内藤委員と13番小林委員を指名致します。</p>
<p>(日程第2 会期の決定)</p> <p>【議長】</p> <p>【議長】</p>	<p>日程第2、会期の決定を致します。 本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がありませんので、本日1日と決定致します。</p>
<p>(日程第3議事) (報告第8号)</p> <p>【議長】</p> <p>【事務局】</p> <p>【議長】</p>	<p>それでは次の議事に入ります。 報告第8号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を上程いたします。 事務局に番号6番の説明を求めます。</p> <p>はい、議長。 資料1ページ、番号6番につきまして、農地法施行令第3条第1項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたので報告します。 住宅地図は1ページをお願いします。 ●●番地、地目田、面積780㎡を、●●番地、●●さんが、埋蔵文化財の試掘調査をするための、50日間の一時転用の届出が出ております。 説明は以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。 質問がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>(なしの声)</p>

【議長】 質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(報告第9号)

【議長】 次の議事に移ります。報告第9号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号60番、12番、19番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料2ページをお願いします。農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をいたしましたので報告します。

番号60番、住宅地図2ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積112㎡他4筆合計1,697㎡を、●●番地、●●さん他2名、

下へ行きますと、●●番地、地目田、面積34㎡他1筆合計79㎡、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地分譲5区画にするための届出が出されました。

続きまして、3ページをお願いします。番号12番、住宅地図3ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積993㎡を、●●番地、●●さんが、

下へ行きますと、●●番地、地目田、面積497㎡他2筆合計2,027㎡を、●●番地、●●さんが、

下へ行きますと、●●番地、地目田、面積236㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地分譲12区画にするための届出が出されました。

次のページへ行きますと、番号19番、住宅地図4ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積298㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、自己用住宅にするための届出が出されました。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第 14 号)

【議長】 次の議案に移ります。議案第 14 号、農地法第 3 条の規定によります許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 8 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料 5 ページをお願いします。番号 8 番、住宅地図は住宅地図 5 ページと 6 ページをお願いします。上の段が 5 ページ、下の段が 6 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 284 m<sup>2</sup>他 1 筆合計 1,404 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに無償移転で経営地拡大のための許可申請が出ています。

譲受人の経営面積は 112 a。下限面積の 30 a を満たしております。2 人は姉と弟の関係で、所有している農機具は、トラクター、田植機、脱穀機、バックホー各 1 台で、申請地で柿の作付けを予定しています。

通作距離は徒歩 20 分です。写真は上段が南側、下段が南東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次の現地調査の報告につきまして、16 番小宮山委員をお願いします。

【小宮山委員】 はい、16 番小宮山でございます。

去る 18 日、会長、事務局共々現地調査を行いました。詳細につきましては只今、事務局から説明があったとおり、姉弟の無償のやりとりでございます。譲受人は非常に熱心に耕作をしておりますので、何ら問題はないと思われま。よろしくご審議の程をお願いします。

【議長】 次に雨宮推進委員に意見を求めます。

【雨宮推進委員】 はい。18 日は私は個人的な都合で参加できませんでしたが、別途現場調査をしました。本人とも行き会いまして、御先祖の土地を守っていく

と言っていました。そのようなことで何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 8 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

-----  
(議案第 15 号)

【議長】 次に議案第 15 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 11 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料 6 ページをお願いします。番号 11 番、住宅地図 7 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 1,108 m<sup>2</sup>他 4 筆合計 1,525 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、建売分譲にするための許可申請が出ています。

申請地は都市計画区域内で、集落接続があります。また上水道、保育園、病院の 2 施設があり、第 3 種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、開発行為許可申請書の写し、残高証明書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。建売分譲 6 区画の計画で、1 区画は 199 m<sup>2</sup>~257 m<sup>2</sup>、給排水は西側の上下水道本管に接続、新設道路は市に帰属予定です。

写真は北西側及び南西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、1 番花田委員にお願い致します。

【花田委員】

はい、1番花田です。

去る18日に事務局、会長と現地調査をしました。ご覧のとおり、耕作はきれいにしてありますが、80を過ぎて子どもは戻って来ないということで、手放す決断をしたと聞いております。みなさん、よろしくご審議の程お願いします。

【議長】

次に興石推進委員に意見を求めます。

【興石推進委員】

推進委員の興石です。18日に現地の調査をしまして、問題はないと思います。よろしくお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようです。番号11番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号12番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号12番をお願いします。住宅地図8ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積322㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、事務所、ガレージ兼倉庫及び駐車場にするための許可申請が出ています。

申請地は都市計画区域内で、住宅等が連たんする区域で、集落接続があります。第3種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、借入金申込書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。こちらは、事務所、ガレージ兼倉庫及び駐車場でございます。雨水は自然浸透、碎石敷きになっております。事業計画書、



抵当権者の承諾書、駐車場の必要面積検討表などの添付がございます。  
写真につきましては北側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりましたので、現地調査の報告につきまして、1番花田委員にお願い致します。

【花田委員】 はい、1番花田です。  
18日に事務局、会長と現地調査をしました。荒地にされるよりはものが建った方が良いのではないか、普段から荒れていますので、建った方が良いのではないかとということです。よろしくお願ひします。

【議長】 次に興石推進委員に意見を求めます。

【興石推進委員】 はい、推進委員の興石です。  
18日に現地調査を致しまして、問題はないと思います。よろしくお願ひします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようです。番号12番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号13番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。  
資料7ページをお願いします。番号13番、住宅地図9ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積78㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により駐車場にするための許可申請が出ています。

都市計画区域内で用途指定あり、集落接続あり、第3種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、駐車場の必要面積検討表、預金通帳等から問題はないと考えます。

補足説明です。従業員駐車場として駐車場4台分を整備するための許可申請で、現在近隣貸駐車場を使用しているが、7月で契約が切れるため新規駐車場の確保が必要とためです。雨水は全面自然浸透、碎石敷きの予定です。

写真は西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、4番大木委員にお願い致します。

【大木委員】 4番大木です。

18日に事務局と会長、推進委員さんと現地確認しました。甲斐市●●、農業振興区域外の土地で、雑種地に変更して駐車場にするということですが、何ら問題はないと思いますが、ご審議の程よろしく願います。

【議長】 次に石川推進委員に意見を求めたいところですが、本日は区長をやっておりますので、少し遅れるという連絡がありまして、遅れた場合は、何ら問題はないということを私の方から説明をしてくれと、承っておりますので申し添えておきたいと思えます。

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようです。番号13番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようなので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号14番の説明を求めます。

- 【事務局】 はい、議長  
続きます、番号 14 番をお願いします。住宅地図 10 ページの斜線部分になります。
- 番地、地目田、面積 496 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに、賃貸借により、駐車場にするための許可申請が出ています。都市計画区域内で用途指定あります。集落接続あり、双葉庁舎から 500 m 以内で第 2 種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、駐車場の必要面積検討表、土地選定理由書、預金通帳、土地改良区の意見書、隣接耕作所の同意書等から問題はないと考えられます。
- 補足説明です。自動車販売業を営む賃借人が事業拡大のために 16 台分の駐車場を整備する計画で、雨水は全面自然浸透、碎石敷きの予定。写真は東側から撮影したものです。説明は以上です。
- 【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、7 番矢崎委員にお願い致します。
- 【矢崎委員】 7 番の矢崎です。  
18 日に会長、事務局立会いの下で現地を見に行ったのですが、バイパスのすぐ脇の土地であり、何ら問題はないと思います。●●のすぐ近くになりますが、出入りに注意していただければ問題はないです。よろしくご審議の程をお願いします。
- 【議長】 次に高山推進委員に意見を求めます。
- 【高山推進委員】 はい、高山推進委員です。  
矢崎委員さんと同じく問題はないと思います。皆さん審議の程よろしくをお願いします。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。
- (なしの声)
- 【議長】 質問がないようです。番号 14 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号 15 番に入るわけですが、事務局から説明があります。

【事務局】 はい。番号 15 番につきましては、議案に載せてありますが、書類で一部不足しているものがありまして、揃い次第ということになりますので、来月以降の許可申請となります。

【議長】 それでは続きまして、番号 16 番の説明を事務局に求めます。

【事務局】 はい、議長。

8 ページをお願いします。番号 16 番、住宅地図は 12 ページの斜線部分になります。斜線の部分と点線の部分が含めたものが全体の開発区域になります。

●●番地、地目畑、面積 1,060 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、  
下へ行きます、●●番地、地目畑、面積 114 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、

下へ行きます、●●番地、地目畑、面積 116 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、合計で 3 筆、1,290 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんに、所有権移転により、建売分譲にするための許可申請が出ています。

都市計画区域内で、上下水道及び 500 m 以内に公益施設、病院 2 施設がございます。第 3 種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、開発行為許可申請書の写し、金融機関の残高通知、隣接耕作者の同意書等から問題はないと考えます。

補足説明です。先程も申し上げましたが、スクリーンで黄色で囲った部分が農地で、緑の点線部分で囲った部分は山林です。こちらを含めて全体で開発面積が 2,724 m<sup>2</sup>になります。住宅 7 区画の予定で、道路は市へ帰属。各区画の敷地面積は 284 m<sup>2</sup>～375 m<sup>2</sup>で、上水道は南南西側の本管から、排水は合併浄化槽を経由して隣接水路へ排水予定です。

写真は西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 次に現地調査の報告ですが、私の担当区域ですので説明をさせていただきます。

図面を見てもらいたいのですが、12 ページ、右下の●●という交差点がありますけど、更に右の方、●●がございまして、先般の●●地区の開発の時に雨水の処理の問題がありました。そのことがあって、この雨水をどのように処理するのかという話をしましたら、開発の場所から広域農道を通りまして、●●の交差点で左の歩道の方へ渡りまして、それから左へ下っていきまして、結局また●●の水路に入るということで、非常に今後、雨が降った場合に従前のものと含めまして、注意が必要かなという点が気になるところでございます。その他については特に問題はないと思います。

石川推進委員については、先程も話したとおりで、本日欠席しておりますので、よろしく申し上げます。

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようです。番号 16 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

-----  
(議案第 16 号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。議案第 16 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。事務局に利用権設定の番号 27 番～34 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 9 ページをお願いします。番号 27 番、住宅地図 13 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積 1,562 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに田を 5 年間、引き続き、貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 14,725 円で、水稻の作付けを予定しています。所有している農機具は、トラクター、コンバイン、田植機各 1 台です。

続きまして、番号 28 番、住宅地図 14 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 452 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに、畑を 3 年間、引き続き、貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 11,062 円で、ネギの作付けを予定しています。所有している農機具は、耕運機 1 台です。

続きまして、番号 29 番、住宅地図 15 ページの斜線部分になります。

●●、地目田、面積 931 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに田を 5 年間、引き続き、貸し付ける計画が出されました。

小作料は玄米 60kg で、ネギの作付けを予定しています。所有している農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック各 1 台です。

続きまして、次のページ、10 ページをお願いします。番号 30 番、住宅地図 16 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 2,900 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を 5 年間、引き続き、貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、アスパラガスの作付けを予定しています。所有している農機具は、トラクター、管理機各 1 台です。

続きまして、番号 31 番、住宅地図 17 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積 474 m<sup>2</sup>他 1 筆合計 691 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに田を 3 年間、新規に貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、水稲及びサトイモの作付けを予定しています。所有している農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、管理機、乾燥機、軽トラック各 1 台です。

続きまして、番号 32 番、住宅地図 18 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積 2,533 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに田を 5 年間、引き続き、貸し付ける計画が出されました。

小作料は玄米 150 kg で、水稲の作付けを予定しています。所有している農機具は、トラクター、田植機、各 1 台です。

続きまして、次のページ、11 ページへ行きまして、番号 33 番、住宅地図 19 ページの下の部分になります。

●●番地、地目田、面積 543 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに、田を 1 年間、引き続き、貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 4,604 円で、水稲の作付けを予定しています。所有している農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機各 1 台です。

続きまして、番号 34 番、住宅地図 19 ページの上の斜線の部分になります。

●●番地、地目田、面積 613 m<sup>2</sup>他 3 筆合計 2,022 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに田を 1 年間、上の 3 筆が新規、下の 1 筆が引き続き、貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 2,720 円で、水稻の作付けを予定しています。所有している農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機各 1 台です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がありますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号 27 番～34 番を承認することに決定致します。

(議案第 17 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。議案第 17 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件、農地中間管理事業によるものを上程致します。事務局に利用権設定の番号 3 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 12 ページをお願いします。番号 3 番、住宅地図は一番後ろ 20 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 3,553 m<sup>2</sup>の内 3,253 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、公益財団法人山梨県農業振興公社に畑を 10 年間、新規に貸し付ける計画が出されました。

公社の配分予定者は●●番地、●●さんで、小作料は 10 アール当たり 7,848 円で、レタス等の作付けを予定しています。●●さんが所有している農機具はトラクター 4 台、マルチャー 2 台、管理機 3 台です。

公社と公社配分予定者は農地利用配分計画に基づき平成 41 年 12 月 31 日までの 10 年間、貸し付ける計画となっています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がありますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号3番を承認することに決定致します。  
です。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。

小宮山副会長から閉会のことばをお願い致します。

【小宮山副会長】

(あいさつ)

これもちまして、本日の総会を閉会と致します。

午後3時41分 閉会